

ショートステイ三滝苑利用料(令和4年10月1日より)

1日分(円)

(介護サービス費の1割負担)*機能訓練加算・看護体制加算・夜勤職員配置加算・サービス提供体制加算・
処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ支援加算を含む

*要支援の方は、機能訓練加算・サービス提供体制加算・処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ支援加算を含む

要介護度	多床室	個室
要支援1	571	571
要支援2	700	700
要介護1	774	774
要介護2	856	856
要介護3	941	941
要介護4	1,023	1,023
要介護5	1,104	1,104

*介護サービス費が2割負担・3割負担の方は、上記金額と送迎代に2・3を掛けてください
(滞在費と食費)

+

	表下の要件(1)~(3)に全てあてはまる方										
	生活保護世帯を受けている方		老齢福祉年金を受けている方		前年の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年間80万円以下の方		前年の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年間80万円を超え120万円以下の方		前年の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年間120万円を超える方		住民税課税世帯の方
	第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階		
多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室		
滞在費	0	320	370	420	370	820	370	820	1,070	2,240	
食費	300		600		1,000		1,300		1,580		
小計	300	620	970	1,020	1,370	1,820	1,670	2,120	2,650	3,820	

(要件)(1)市民税非課税世帯の方であること。(2)配偶者(同一世帯・別世帯に関わらず)が市民税非課税であること。(3)本人及び配偶者(同一世帯・別世帯に関わらず)預貯金等が一定の額(単身の場合:1,000万円、配偶者がいる場合:2,000万円)以下であること。

↓

(合計)

要介護度	第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②		第4段階	
	多床室	個室								
要支援1	871	1,191	1,541	1,591	1,941	2,391	2,241	2,691	3,221	4,391
要支援2	1,000	1,320	1,670	1,720	2,070	2,520	2,370	2,820	3,350	4,520
要介護1	1,074	1,394	1,744	1,794	2,144	2,594	2,444	2,894	3,424	4,594
要介護2	1,156	1,476	1,826	1,876	2,226	2,676	2,526	2,976	3,506	4,676
要介護3	1,241	1,561	1,911	1,961	2,311	2,761	2,611	3,061	3,591	4,761
要介護4	1,323	1,643	1,993	2,043	2,393	2,843	2,693	3,143	3,673	4,843
要介護5	1,404	1,724	2,074	2,124	2,474	2,924	2,774	3,224	3,754	4,924
送迎(片道)	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195

この表は1日分の料金を示したものです。

2日以上ご利用の場合、端数処理の関係で1円の位の値が変わることがあります。

この他、療養食を提供した場合は25円/日、認知症行動緊急対応でご利用の場合は211円/日、緊急短期入所受入加算で

ご利用の場合は95円/日、医療連携強化加算でご利用の場合は62円/日、若年性認知症利用者受入でご利用の場合は

127円/日ご負担いただきます。(保険内)

日常生活費と個人の希望による個別出費については別途ご負担いただきます。(保険外 別紙参照)この料金表には医療にかかる費用は含まれておりません。

広島県/広島市発行の原爆被爆者手帳をお持ちの方は、介護サービス費のみ無料となります。利用の前にご提示ください。
(滞在費/食費は料金表のとおりご負担いただきます)

著しい精神症状等(認知症によるものも含みます)により、個室以外でのご利用が不可能な方は、医師による証明があれば

個室をご利用されても多床室の料金となります。(証明書発行にかかる費用はご負担ください。)